

法による保護を申請したが、住宅ローンの支払いの繰り延べが行われず、また、当該ローンの返済期間も長期間であるとして処分庁が当該申請を却下したことについて、当該住宅ローンの返済期間は3年程度であり決して長期間ではないこと、当該ローンの毎月の支払額は僅か〇〇〇〇円であって、住宅ローンの支払額としては極め

て低い額であること、及び東京都の基準に照らせば保護の適用が受けられるものであることから、請求人に対する保護の適用が認められるべきであり、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものである。

第2 処分庁の弁明

住宅ローンの返済期間は短期間ではなく、返済額も少額とは言えないことから保有を認めた上で保護を適用する場合には当たらないことから、本件処分は適法かつ正当である。

第3 当庁の認定事実

審査請求書、弁明書、証拠書類等の物件によれば、請求人は、保有している住宅及び土地を担保にリフォームローン（以下「本件ローン」という。）として住宅金融公庫から昭和63年11月17日に[REDACTED]円を借り受け、平成24年2月15日現在の本件ローンの残高は[REDACTED]円であることが認められる。

第4 当庁の判断

ローンにより取得した住宅を保有している者から保護の申請があった場合の取扱いについては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け、社保第34号。厚生省社会局保護課長通知）第3の問14によると、ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合は、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきでないとされている。

また、生活保護手帳別冊問答集第3の1の問3-9によると、一般の不動産の場合と同様の基準により判断して保有が認められる程度のものであって、ローンの支払いの繰り延べが行われている場合、又は、ローン返済期間も短期間であり、かつローン支払額も少額である場合には、ローン付き住宅の保有を認め保護を適用して差し支えないこととされている。

処分庁及び請求人ともに本件ローンが住宅取得のためのローンであることを前提に本件処分が上記の条件を満たすかどうかを主張しているが、本件ローンは住宅取得のためのローンではなく、現に保有する住宅を担保として借り入れたリフォームローンである。リフォームローンの取扱いについては、住宅取得のためのローンとは明らかに性格を異にするため、第3の1のとおり本件ローンを返済しているからといって保護の要件を欠くとは限らない。

また、請求人の保護の申請を審査するに当たっては、本件ローンの返済について、

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け、社発第246号。厚生省社会局長通知）第8の4（3）の収入から控除すべき償還金に該当するかどうかを検討の上で、保護の可否を決定する必要があることから、この検討をすることなく請求人の保護の申請を却下した本件処分には違法又は不当な点があると認められる。

以上のとおり本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年6月13日

岡山県知事 石井正弘

